

兵庫県高圧ガス容器保安対策指針

第1 目的

この指針は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体が、高圧ガス容器の適正な管理及び高圧ガスを安全に消費するための保安に関する自主的な活動を明らかにすることにより、災害の発生及び高圧ガス容器の放置を防止することを目的とする。

第2 対象

この指針は、容器(法第41条に規定する高圧ガス容器であって、1リットル以上のものをいう。以下同じ。)を取り扱う供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体に適用する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づき高圧ガス容器を管理する場合の供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体を除く。

第3 用語の定義

1 供給事業者

県内の消費事業者に、高圧ガスを供給する事業者をいう。

2 消費事業者

容器に充てんされた高圧ガスを、県内において消費して事業活動等を行う者をいう。

3 管理業務受託者

自ら管理業務を行わない容器の所有者から、容器の管理業務を委託された者のうち、高圧ガス保安協会が実施する容器所有者登録を行っている者をいう。

4 供給事業者団体

消費事業者に対する保安情報の提供等を行う、高圧ガス販売届出業者で構成された団体をいう。

第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるよう努める。

- 1 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第40条第1号に定める高圧ガスの引渡先の保安状況又は液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第41条第1号に定める液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳(以下「保安台帳」という。)を備え、常にこれを更新する。
- 2 容器の管理台帳を備え、自らが供給する高圧ガス容器の所在管理を行うとともに、消費事業者に適宜通知し、消費先での所在確認を徹底する。
- 3 使用済み容器及び消費事業者が使用しなくなった容器は迅速に回収する。
- 4 消費事業者に容器を販売する場合、当該消費事業者に法第47条に規定する表示を適正に行うよう指導を徹底する。

- 5 消費事業者に貸与した容器の所有について容器自体に明示し、又はあらかじめ書面で明確にする。
- 6 原則として1年以上同じ容器による供給を継続しない。
- 7 容器についての保安上の措置及び災害の発生を防止するための必要な措置をとることについて、あらかじめ消費事業者との間で書面により、取り決める。
- 8 供給事業者団体等が主催する講習会で得た情報その他の高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を消費事業者に提供する。
- 9 自ら容器を取り扱わない場合でも、前号の消費事業者への情報提供等は自らの責任で行うこととし、容器取扱業者に委託する場合はあらかじめ書面で取り決める。
- 10 消費事業者に対して、第5に掲げる消費事業者がとるべき措置の規定が遵守されるように指導する。
- 11 容器が危険な状態となったとき、高圧ガスについて災害が発生したとき又は高圧ガス若しくは容器を喪失し、若しくは盗まれたとき(以下これらを「事故等発生時」という。)に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。
- 12 供給事業者団体等を通じて提供される保安に関する最新の情報を入手し、従事者に対して少なくとも1年に2回以上計画的に保安教育を行う。

第5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は次の措置をとるように努める。

- 1 容器の貯蔵、移動その他の取扱い及び消費において、法その他の関係法令等に定められた事項及び供給事業者との取決め事項を遵守する。特に、一般高圧ガス保安規則第60条(その他消費の技術上の基準)又は液化石油ガス保安規則第58条(その他消費の技術上の基準)の規定を遵守し、供給事業者との取決め事項に従い、安全を確保する。
- 2 容器の管理責任者を選任し、高圧ガス容器管理台帳等により、高圧ガス容器の受け払い状況及びその所在等を常に管理する。
- 3 容器等の消費設備について毎日の作業開始時及び作業終了時に日常点検を行い、容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- 4 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報の提供を受けた際には、従事者に周知できる体制を構築する。
- 5 供給事業者から占有する容器の管理状況について指導を受けた場合、速やかに改善し、安全確保に努める。
- 6 保安台帳の作成と更新に協力する。
- 7 容器及び容器の附属設備(配管、ホース、調整器及び逆火防止器)は1年に1回以上、安全性に問題がないことを確認し、記録を残す。
- 8 使用済容器は直ちに供給事業者を引き渡すこととし、使用中の容器であっても、原則として1年以上同じ容器により継続して使用しない。
- 9 所有容器について容器管理業務を委託する場合は、容器の定期点検及び廃棄について委託内容として定め、当該業務を委託したことを容器に明示する。

- 10 事故等発生時に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。
- 11 供給事業者団体が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新の情報を入手して、1年に1回以上計画的に高圧ガスの保安に関する教育を行う。

第6 供給事業者団体がとるべき措置

供給事業者団体は次の措置をとるよう努める。

- 1 容器の適正な取扱い及び消費事業者に提供する保安情報について、必要に応じて県と協議する。
- 2 当該構成員及びその他の供給事業者及び消費事業者に対し、講習会の開催等により保安に関する情報を提供し、周知・啓発を徹底する。
- 3 供給事業者の周知・啓発状況と消費事業者の改善情報を収集し、必要に応じて県に報告する。
- 4 供給事業者の教育状況を取りまとめ、県に報告する。
- 5 放置容器を定期的に一斉回収するため、回収した容器の集積場を運営するなど適切な措置をとる。

第7 この指針は、平成23年5月1日以後に供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体が実施する高圧ガス容器の管理及び高圧ガスを安全に消費するための保安に関する自主的な活動から適用する。